

楽しく美しい
まちづくり通信

110



似鳥八幡宮の祭典に、「サイトギ」と呼ばれる市無形文化財があります。(旧暦の一月六日、今年は二月十四日・月曜日に行われます)



裸参りの若者たちが別当の家で水垢離した後、振鈴を鳴らす先導者に従い、境内のお堂を参拝して回ります。

境内には、生木の丸太で井桁が組まれており、夜空を赤々と照らして燃え盛っています。若者たちは参拝を終えると丸太を手を持ち、井桁を取り囲みます。いよいよこの祭りのクライマックス。ホラガイの合図とともに、火の粉が天に舞い上がるよう、若者たちは丸太をテコにして井桁を揺り動かします。

この時、火の粉が石段の方角に流れればその年は豊作、反対に神社の屋根の方角に流れれば凶作とのいい伝えがあります。神主はあらかじめ神前に供えられたオコモリ(三宝の上に五穀を剣状にしてのせたもの)の状態と火の粉の方角を見極め、その年の豊凶を御託宣いたします。(二戸市物語三十七話より)

男女共同参画 社会について

10



果たすことができることとされ、業務内容が次のとおり、より具体的に明記されました。

紹介

◎配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律(DV防止法)が改正され、平成十六年十二月二日施行されました。今回改正された主なポイントは次のとおりです。

①配偶者からの暴力
「配偶者」には、婚姻の届け出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男女の別を問いません。

改正後は、離婚後(事実婚状態の解消後)も引き続き暴力を受ける場合も対象となります。「暴力」は、殴る蹴るといった身体的な暴力のみが対象でした。

改正後は、身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となります。(保護命令に関する規定については、身体的な暴力のみが対象)

②配偶者暴力相談支援センター
・都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設においてその機能を果たしています。

改正後は、市町村でも配偶者暴力相談支援センターの機能を

(2) カウンセリング
(3) 被害者及び同伴者の一時保護(一時保護については、婦人相談所または婦人相談所から委託された者が行います)

(4) 被害者の自立生活促進のため就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用についての情報提供、助言、関係との連絡調整その他の援助
(5) 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
*支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じて、民間団体との連携に努めることが新たに規定されました。

県では若手県福祉総合相談センターで対応しています。市総合福祉センターでは、女性一般の相談としてDVも相談できます。

③保護命令
被害者が配偶者からのさらなる身体に対する暴力により、そ

の生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含む)に対し発する命令で、「接近禁止命令」と「退去命令」があります。
・接近禁止命令とは、加害者に、被害者の身辺へのつきまといなどを六ヶ月間禁止するもの。再度の申し立ても可能。
改正後は、被害者だけでなく被害者と同居している未成年の子についても命令を出すことが可能となりました。
・退去命令とは、加害者に、住居からの退去を命ずるもの。
改正後は、二カ月間の期間を設け、再度の申し立ても可能となりました。

○「二戸市男女共同参画社会に関する意識調査」のご協力のおかげ
先月、市内の二十歳以上の男女六百一人(無作為抽出)に追加アンケートを送付しました。まだ、返送されていない方は、同封の返信用封筒で早急にご返送ください。

▽問い合わせ先 市まちづくり推進課(25・5411)